

令和7年度 短期入所生活介護 指摘事項一覧

5事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	サービス提供の記録	指定短期入所生活介護を提供した際の、提供したサービスの具体的な内容や利用者の心身の状況が記録されていない事例がありました。指定短期入所生活介護を提供した際は、当該指定短期入所生活介護の提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録してください。	都条例第111号第167条第1項で準用する第23条第2項 条例施行要領第三の八の3の(18)で準用する第三の一の3の(16)②	1
2	介護	1週間に2回以上、入浴又は清しきを行っていることが確認できない事例がありました。1週間に2回以上、入浴又は清しきを行い、記録に残してください。	都条例第111号第157条第2項 都条例施行要領第三の八の3の(7)②	1